一、今月四日ニ二百六円ノ明細ヲ示シテ依頼セル

三、職工ノ手紙ニヨリ休業手当支給ハ第二條其ノ他ノ規程ニ準拠シ

本件ハ毎月二日、十日ヨリ向フ三ケ月間トス、

四、今回ノ争議ニ関シ絶対ニ犠牲者ヲ出サザル事

回 様式会社橋本鉄工場

所在地、東京府下荏原郡大井町

労働者数　二七名

組合員　一八名

争議経過

事業不振ノ為第一事業縮少ノ止ムナキニ至リ　十一月十日十八名ノ職工ヲ

解雇シタルガ解雇手当少額ナルタメ増額ノ要求ヲナシタルモ

十一月十七日

解決ノ条件

一、会社ハ要求ヲ承認シ解雇者中六名ヲ復職セシム

二、会社ハ解雇者十二名ニ対シ予告手当二週間分ノ外給与ノ外賞与トシテ

ヨリ解雇手当ヲ支給スルコト

三、勤続一年未満ハ給与ノ廿五日分

四、一年以上勤続者ニ対シテハ一年毎ニ給与ノ一日分ヲ加算

支給

五、今回ノ解雇者ニ対スル解雇手当ハ十一月十五日ニ支給スルコト

但シ其ノ他ノ者ニ対シテハ即時支給スル事